

インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている定点医療機関からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

厚生労働省・感染症サーベイランス事業により、全国約 5,000 のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に 70 カ所、長崎市保健所管内に 17 カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が1週間で何人のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字です。したがって、定点当たり報告数が 3 ならば、1つの医療機関で1週間に 3 人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

この数字が1以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになり、10以上なら注意報レベル、30以上なら警報レベルの流行となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

今年は、2016年第46週(11/14 - 11/20)の定点当たり報告数が 1.38 (患者報告数 6,843 人) となり、2016/2017年シーズンで初めて全国的な流行開始の指標である 1 を上回りました。**第48週の定点当たり報告数は 2.49** (患者報告数 12,334) となり、前週の定点当たり報告数 1.79 よりも増加しました。

都道府県別では沖縄県 (10.33)、東京都 (2.79)、広島県 (2.78)

の順となっており、沖縄県が注意報レベル（10以上）に増加しておりました。（国立感染症研究所HPより抜粋、一部改変）

長崎市、長崎県ともに第47週の報告数は、1未満でしたが、**第48週で長崎市（1.0）、長崎県（1.07）ともに1以上となり、流行開始レベルとなりました。**

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがい、マスクの着用等を心掛けてください。

インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関を受診してください。

